

松山家庭裁判所委員会（第3回）議事概要

1 日時

平成17年2月18日（金）午後1時30分

2 場所

松山家庭裁判所大会議室（5階）

3 出席者

(1) 委員

祖母井明，岡田円治，河野正憲，武田秀治，中田幸子，沼田幸雄，東俊一，平林茂代，丸山昌一，森實有紀

(2) 事務担当者

加藤事務局長，松本首席書記官，坂本次席家裁調査官，越智総務課長，兵頭課長補佐

4 議事（委員長，委員，事務担当者）

(1) 松山家庭裁判所長あいさつ

(2) 少年審判ビデオ上映

(3) 少年事件について

坂本次席調査官が少年審判手続の流れ及び事件概要について説明

ただいまの説明に関し，質問等があれば発言いただきたい。

少年犯罪の増加に伴い，少年に厳しい処分を求める風潮がみられるが，最近の少年審判にこれらの点は反映されているか。

少年法改正で一定の事件は原則検察官送致になった。一般に家庭裁判所の処分は甘いのではないかという声も聞かれるが，不処分にする場合も必要な教育的働きをした上でやっている。

不処分となれば，家庭裁判所とは関係がなくなり，その後の経過等は把握していないのか。

別件で保護観察中という事案の場合には、引き続いて保護観察を継続することになり、経過等が把握できるが、その他の場合には把握はしていない。

(4) 成年後見関係事件について

松本首席書記官が当庁管内の標記事件関係の平均審理期間等を説明

ただいまの説明に関し、質問等があれば発言いただきたい。

調査段階で2か月近くかかっているケースもあるようだが、どのような原因があるか。

親族間に激しい紛争がある事件で、後見人についての意見が各人で異なっていたり、本人を隠して調査をさせなかったりする場合があります、個々の調査に時間がかかって、結果として長時間を要する場合があります。

本庁では、受理面接として申立人や後見人候補者の調査を申立日に実施しており、その場合だと、その余の調査が1週間あるいは10日程度で完了し、調査の迅速化が図られているが、紛争性の高い事件の調査には長時間を要している。

本庁では、一人の調査官が後見関係事件をどれくらい担当しているか。

昨年度の概数ではあるが、本庁、大洲支部、今治支部を含め、130数件程度の事件を6人の調査官が担当している状況である。

(5) 参与員について

加藤事務局長が、参与員の総数、男女割合、年齢構成、経歴等について説明

(6) 調停委員について

加藤事務局長が調停委員の選任及び研修について説明

ただいまの説明に関して、質問等があれば発言いただきたい。

事件に弁護士が代理人に付いていると、事前準備ができており、また、代理人が当事者を説得したりするため、調停は比較的スムーズに進行することが多いと思われるが、弁護士が付いていない場合に問題が多いのではないか。弁護士が付いている場合と付いていない場合に分けて、調停の進め方について研修を行ったことはあるか。

事例を主体とした研修等が主であり，弁護士が付いている場合と付いていない場合を区別した研修は実施していない。

裁判官は調停に立会をしていないことが多いが，その期日に調停委員と必ず1回は事前評議や中間評議を行い，進行状況は把握している。ただ，調停現場での調停委員の説得状況等までは把握できていないのが実情である。

当事者との相談の段階で，調停委員から条項を押しつけられたとか，次回までに結論が出なければ不調にするといわれたという話を聞くことがある。弁護士が代理人に付いていない場合，調停委員が，どんな進行や説得，事情聴取をしているのかなど，間接的に疑問を感じているが，弁護士が付いていないときの研修をしていただきたい。

ご指摘の点については，当事者は弁護士に対して，特に印象的なことだけを話すということも考えられるのではないか。

代理人として弁護士が付いている事件の割合は3割くらいか。

資料は持ち合わせていないが，それほど多くはないと思う。

当庁の調停委員は非常に熱心であり，当事者に押しつけと受け取られない面接技法，当事者主導型の面接技法を自主研修で取り上げるなど，意識して研修を行っている。これは，弁護士が付いていないケースを念頭に置いているものと思われる。

調停委員の人数と男女比はどうか。

平成16年7月現在で，人数は166人であり，男女比は6対4の割合である。

離婚調停において，調停委員の中には元の鞘に収めることだけを念頭において調停に臨む人がいるが，場合によっては別れさせることも頭においてやってもらいたい。凝り固まった考え方の委員の話でDVの二次被害者が出てくることがある。新任調停委員の研修等で取り上げていただきたい。

(7) 調停委員，参与員の推薦依頼について（討議）

本題に関し、意見等があれば発言いただきたい。

家裁と簡裁では、調停委員に求められる専門的知識に差異があると思われるが、推薦依頼をする団体の対象も異なるのではないか。

家裁と簡裁では扱う事件が異なり、家裁では遺産分割事件などの経済事件も扱うが、一般調停事件として離婚等の人間関係の事件を多く扱うため、特に人格に重点をおいて、温厚で人の話によく耳を傾けてもらえる人を選考したいと考えている。

調停委員に向いているかどうかは長年付き合ってみないとわからないと思われるが、実際の選考においてどのような点を見て判断しているか。

団体に推薦依頼をする際、こんな人をお願いしたいという話はしている。推薦書に記載された、家族状況、経歴、社会的活動等を基にして、必要な場合には追加の資料を取り寄せている。面接選考では、人間関係を調整する力量や幅広い知識、ジェンダーに関する知識、社会的活動等の点を聴かせていただいている。

選考時にわかりにくい場合でも、任命して後に苦情が多い委員はチェックできるのではないか。調停委員の任期は何年か。

原則として40歳以上70歳未満の者から任命することになっており、任期は2年である。

苦情の多い委員は再任しないという扱いを勇気を持って実施してほしい。

当事者と調停委員とのやりとりは密室で行われるので、年に何回か、調停が終了した時点で当事者にアンケートを実施して、全般的な進行、期日の指定、説得状況、調停委員の評価等について意見を集約してはどうか。

貴重な意見をいただきありがたい。

男性の委員の人材は得やすいが、女性の委員の人材は得にくいのではないか。例えば、婦人宗教家団体等、様々な婦人団体に推薦依頼をしてもよいのではないか。

現在は男女比が6対4の比率であるので、将来半々の割合に持って行きたいと考えている。

(8) 裁判員制度について説明（沼田裁判官）

ただいまの説明に関し、質問等があれば発言いただきたい。

実際に裁判員に任命され刑事裁判に立ち会うとき、裁判員にとっては他人の人生を決めるという立場に置かれることで、精神的に厳しい状況に遭遇することになると思われる。カウンセラーが人の問題に向き合うためには専門的な訓練と、スーパービジョンと呼ばれる教育を受けていくプロセスがある。裁判員が準備もなく、人の持つ厳しい問題や状況に触れていくことは、裁判員自身の問題として抱えていく可能性もあり、心の問題が生じてくるのではないかと懸念される。

裁判員の発言については守秘義務が課せられるなどしているが、ご指摘の裁判員の悩みの問題については具体的な手当は考えられていない状況である。裁判官としては、できるだけ安心して評議できるようにもっていきたいと考えている。

機会があれば、ご意見を上級庁へも伝えたい。

裁判員制度と類似の制度として検察審査会制度がある。検察審査会に申立てを何度かしたことがあるが、審査員はいろいろな階層や職種の人で構成されており、当初大丈夫かなと不安をもったが、審査会の議決書の内容は大変立派なものであった。戦後60年近くが経過し、主権者である国民の意識も変わり、国民としてきちんと意見をいえる人が育ってきていると思う。検察審査会と裁判員制度は異なるが、国民の意識も底上げされており、裁判員制度の導入は問題ないところまでできていると考えている。

裁判員制度の素人の国民を参加させるメリット、刑罰の重い事件が対象になっている理由、また、裁判員となって裁判所外で被告人と出会うおそれがあるのではないかという点についてお伺いしたい。

まず、第一は国民が主権者として裁判に参加できるようになることである。いろいろな人の英知を裁判に生かして、一層真実に迫ることができるようにし、誰にも分かりやすい裁判、迅速な裁判を目指している。また、先進国の中で国民参加型の制度をとっていないのはごく少数だという実情もある。

対象となる事件は、導入当初は国民が入りやすい事件、関心を持ちやすい事件とし、今後定着状況をみて拡大を考えていこうとするものである。

次に、裁判所外で被告人に会って、危害を加えられたり、そのおそれがあった場合には、警察にきちんと届け出をしてもらうことになる。

裁判員をくじで選ぶと、男女比や年齢構成等に偏りが出るのではないか。

裁判員候補者自体は無作為にくじで選ばれるが、その後、裁判所で裁判員を選ぶ手続があり、裁判長から裁判員に慣れない理由等を質問され、不適任者は除外される。偏りは生じないと思われる。

5 次回のテーマ

次回の取り上げるテーマについてお諮りしたい。

裁判所を利用した人から、事件の受付、職員の対応、調停委員の事件の進め方等についてアンケートをとり、それに基づいて議論をするのもいいのではないか。

これらの方法について検討したい。

家庭裁判所の後見的機能、例えば未成年者後見人の財産管理状況について、家庭裁判所はどの程度監督しているかという問題がある。

次回に説明することでどうか。

6 次回の期日等

次回に期日については、事務局で追って調整することによろしいか。

了承

(以上)